

入札公告

福島県文書収発業務委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6第1項及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第246条第1項の規定により公告する。

令和8年2月24日

福島県知事 内堀雅雄

1 入札に付する事項

(1) 件名及び数量

ア 件名 福島県文書収発業務委託

イ 配置人員数 4名/日 [7.75時間/日]

(2) 業務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日

(4) 履行場所 福島県庁舎（福島県福島市杉妻町2番16号地内）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

(1) 施行令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限の日から開札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による民事再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。

(4) 過去2年間（令和6年2月24日以降）に官公署とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたり締結し、これらを全て誠実に履行した又は履行中の実績があり、かつ、契約を履行しないおそれがないと認められる者であること。

(5) 県内に事業所を有し、かつ、当該契約に迅速かつ確実に対応できる体制を整えている者であること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の入札参加資格確認申請書に、必要な書類を添付して、令和8年3月9日（月）の午後5時15分までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県総務部文書法務課

電話024-521-7049

4 入札説明書等の配付

次により、入札説明書等を配付する。

- (1) 配付期間 令和8年2月24日(火)から3月9日(月)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで
- (2) 配付場所 3に掲げる場所に同じ。
なお、入札説明書の交付は上記で行うほか、福島県総務部ホームページにおいて公開する。
- (3) その他 ホームページからダウンロードできず、郵送による入札説明書等の配付を希望する場合は、日本産業規格A列4番の大きさの用紙24枚が入る程度の大きさで、270円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで請求すること。

5 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日 時 令和8年3月23日(月) 午前10時30分
- (2) 場 所 福島県本庁舎5階 正庁(福島県福島市杉妻町2番16号)
- (3) その他 郵便による入札は認めない。

6 入札保証金及び契約保証金

入札保証金及び契約保証金については、入札説明書のとおり。

7 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は無効とする。

8 入札の効力

本件入札は、その契約に係る予算が可決され、令和8年4月1日以降で予算の執行が可能となったときに、入札の効力が生じる。

9 その他

- (1) 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (2) 落札者の決定の方法 入札金額が予定価格の範囲内であるものであって、最低額をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (3) 契約書作成の要否 要
- (4) その他 詳細は入札説明書による。
- (5) 本公告に関する問い合わせ先

福島県総務部文書法務課

電話番号 024-521-7049

F A X 024-521-7903

電子メール bunshohoumu@pref.fukushima.lg.jp